

第5章 ごみ処理体制

1 ごみ処理に関する基本的事項

(1) 分別収集・資源物回収

① 戸別収集

- ・ごみの分別収集については、ごみを夜間に戸別収集していることを踏まえ、市民に分かりやすく、取り組みやすい分別とするため、以下の表に定める、家庭ごみについては4分別により収集した後、東部及び西部の資源化センターで「燃えないごみ」から鉄・アルミを選別するとともに、「空きびん・ペットボトル」は選別処理施設でペットボトルと空きびん(無色・茶色・その他)の4種類に選別し、最終的に9つの区分で処理します。
- ・事業系ごみについては3分別により収集するものとします。
- ・分別区分は、国の動向を踏まえながら、コストや環境負荷、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果などを総合的に勘案して決定することとします。

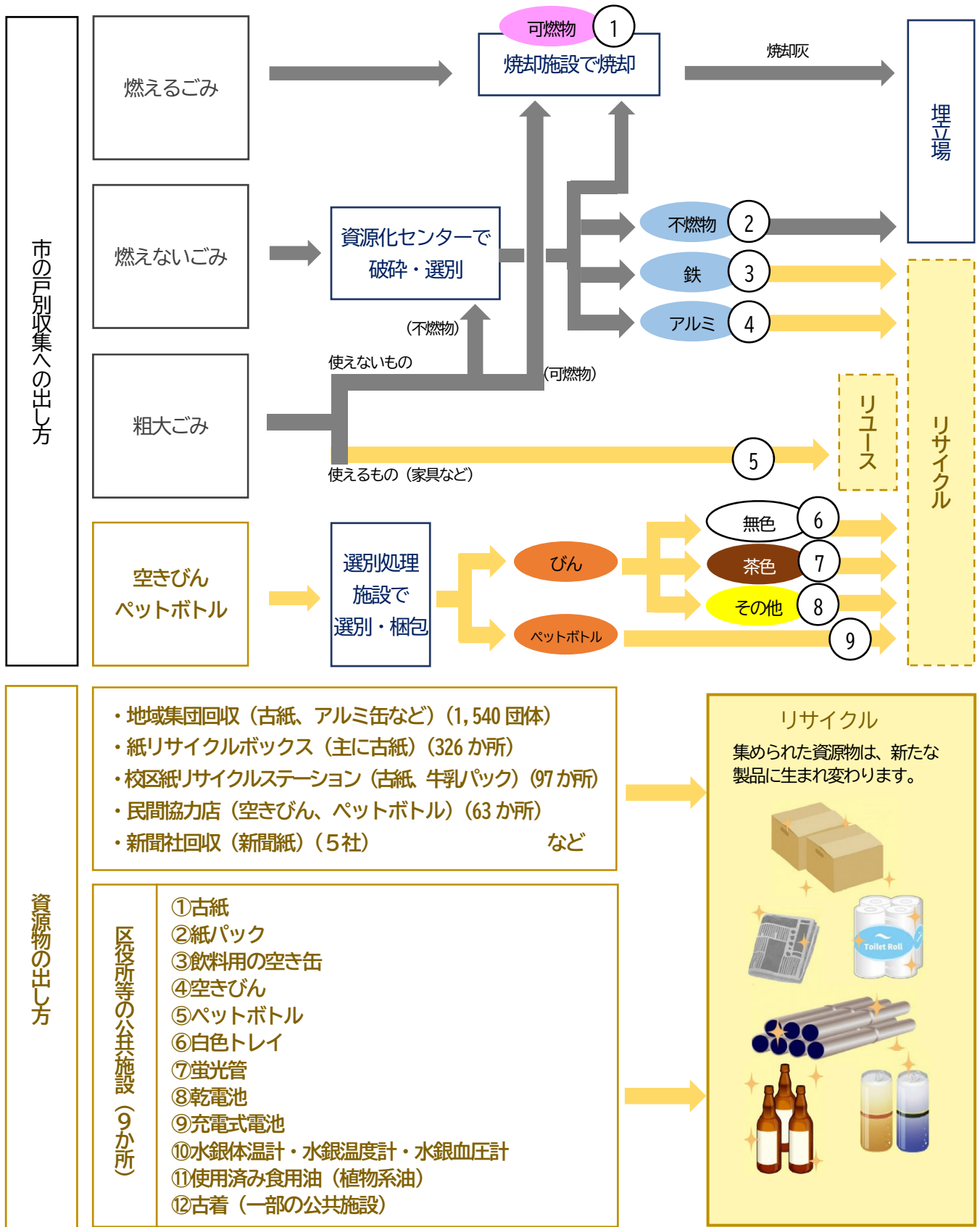
■ 図表 35 ごみの分別区分

区 分		内 容
家庭 ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ (ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く)
	空きびん・ ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと 飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル
事業系 ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙
公共系 ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ

② 資源物回収・拠点回収

- ・地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収し、リサイクルを促進します。
- ・民間事業者と連携して使用済小型電子機器の回収に取り組み、レアメタルなどの資源循環を促進します。
- ・区役所等9か所の公共施設において、資源物を回収します。

■ 図表 36 家庭から排出されるごみ・資源物の出し方と処理の流れ



※地域集団回収の実施団体数等は 2019 年度 (令和元年度) 時点のもの。

③ 収集運搬計画

- ・福岡市が整備する収集運搬の区分と体制は図表 37 のとおりとします。
- ・収集運搬業者への指導や作業体制・器材の見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。

■ 図表 37 収集運搬の区分と体制（2021 年度（令和 3 年度）時点）

種類		処理主体	排出方法	収集回数	収集方法
家庭 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	指定袋	週 2 回	市の委託による 戸別収集 又は 自己搬入
	燃えないごみ			月 1 回	
	粗大ごみ		粗大ごみ処理券 を添付又は 市長が指示する 方法	申込みの 都度	
	空きびん・ ペットボトル		指定袋	月 1 回	
事業系 ごみ	燃えるごみ	許可業者又は 排出者	中身が見える袋	—	排出者が 自ら運搬する 又は 許可業者による 戸別収集
	燃えないごみ				
	古紙	許可業者、 排出者又は 収集運搬業者	許可業者又は 収集運搬業者が 指定する方法		排出者が 自ら運搬する、 許可業者による 戸別収集 又は 収集運搬業者が 指定する方法
公共系 ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	—	必要に 応じて	市の委託
	燃えないごみ				

※上記において、「許可業者」とは、廃棄物処理法に規定する一般廃棄物収集運搬業許可業者、「収集運搬業者」とは廃棄物処理法第 7 条第 1 項ただし書きに定める専ら再生利用の目的となる一般廃棄物（専ら物）として、古紙のみの収集又は運搬を業として行う者をいう。

コラム

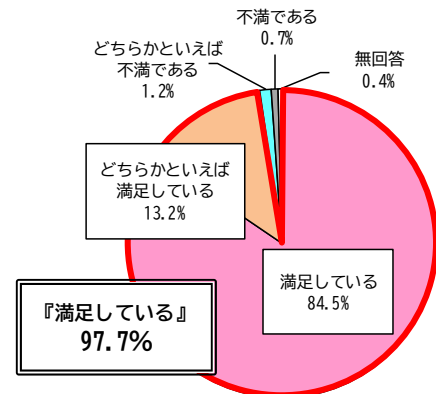
夜間収集とごみの分別

●夜間収集の歴史

福岡市のごみの収集は、明治から昭和の初期にかけては、肥料や家畜の飼料に利用するため、農業従事者などが行っていました。このときの、農作業等の本業にとりかかる前の早朝にごみ収集を行ったことが夜間収集の前身となっています。

夜間収集への本格的な移行は、モータリゼーションの幕開けといわれた昭和32年頃からで、それ以前にごみ収集に使用されていた馬車から三輪車に代わったことで、年々深刻化する交通渋滞を避け、交通量の少ない深夜に作業することが可能となりました。

令和元年度の市政アンケート調査では、家庭ごみの夜間収集について、「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した方の合計は97.7%となっています。



2019年度市政アンケート結果

●夜間収集の効果

全国的にも珍しい福岡市の夜間収集は、日中の交通量が多い時間帯を避け、効率的であるだけでなく、カラス等の小動物によるごみ散乱も回避でき、都市美観の確保に効果があります。

さらに、収集時における不審者や火災等目撃情報の即時通報など、夜間の防犯対策にも貢献しています。

●ごみの分別

福岡市では、家庭ごみは4分別で排出されていますが、これは、ごみ処理やりサイクルに係るコストや環境負荷を考慮するとともに、市民の転入者が多いという福岡市の都市特性を踏まえ、夜間収集を円滑に行うために、分かりやすく、かつ、取り組みやすい分別としているものです。

また、収集された燃えないごみや粗大ごみは、市の資源化センターで鉄・アルミを選別回収し、空きびんとペットボトルは、選別処理施設でびんを色ごとに無色・茶色・その他の3つに選別しており、最終的には9区分に分けられています。

(2) 中間処理

① 中間処理の基本方針

- ・福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理します。
- ・古紙や食品廃棄物などの資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進します。

② 中間処理の体制

- ・収集効率を考慮するとともに、事故や故障、風水害等の災害による緊急事態にも対応できる安定的な中間処理体制を確保することを基本とします。

■ 図表 38 中間処理施設（2021年度（令和3年度）時点）

【焼却処理施設】

施設名	所在地	型 式	施設規模	発電能力
西部工場 (クリーンパーク・西部)	福岡市西区 大字拾六町 1191番地	連続運転 ストーカ式焼却炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場 (クリーンパーク・臨海)	福岡市東区 箱崎ふ頭 四丁目13番42号	連続運転 ストーカ式焼却炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区 大字玄界島 タテバサキ310-2	間欠運転 ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 (クリーンパーク・東部)	福岡市東区 蒲田 五丁目11番2号	連続運転 ストーカ式焼却炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (クリーン・エネ・パーク南部)	春日市 大字下白水 104番地の5	連続運転 ストーカ式焼却炉	510トン/日	16,700kW

※東部工場の建設・運営は株式会社福岡クリーンエナジーで実施

※福岡都市圏南部工場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合¹⁶で実施

【生ごみ処理施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ 処理場	福岡市西区 大字小呂島 字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区 大字小呂島 306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

¹⁶ 福岡都市圏南部環境事業組合：

福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市の5市で構成する一部事務組合。

【破碎選別処理施設】

施設名	所在地	型式	処理能力
東部資源化センター (クリーンパーク・東部)	福岡市東区 蒲田 五丁目11番1号	回転式破碎機	100トン/5h
西部資源化センター (クリーンパーク・西部)	福岡市西区 大字拾六町 1191番地	回転式破碎機	100トン/5h

【空きびん・ペットボトル選別等処理施設】

施設名	所在地	処理能力
大和株式会社 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	古賀市 薬王寺 1719番地の1	38トン/7h
株式会社環境開発 空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区 大字太郎丸 801番地の1	38トン/8h

【中継保管施設】

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル中継保管施設	福岡市東区 蒲田 五丁目14番2号	341m ³	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光管 及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区 蒲田 五丁目11番1号	—	540m ²

③ 中間処理の方法

ア 市による再生処理

- ・燃えないごみ・粗大ごみについては、東西の資源化センターにおいて、可燃物、不燃物、鉄及びアルミの4種類に破碎選別後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分し、鉄、アルミ及びその他の有価物については再資源化業者への売却を行います。
- ・空きびん・ペットボトルについては、市が委託した民間施設において、ペットボトル、無色びん、茶色びん及びその他のびんの4種類に選別し、それぞれ再生利用を図ります。
- ・再使用可能な粗大ごみについては、臨海3Rステーションにて市民に提供します。

イ 民間施設を活用した再生処理

- ・古紙、食品廃棄物、木くず等について、民間施設を活用し、再生利用を図ります（図表39）。

■ 図表 39 民間再資源化施設（2021年度（令和3年度）時点）

【せん定枝等再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区 東浜 二丁目85番25号	破碎	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区 箱崎ふ頭 四丁目13番1号	破碎	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破碎施設	福岡市南区 桧原 五丁目17番30号	破碎	4.56トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等破碎施設	福岡市城南区 南片江 六丁目21番8号	破碎	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破碎施設	福岡市西区 大字羽根戸 786番地の1	破碎	4.56トン/日

※破碎後は堆肥化等により資源化する。

【食品廃棄物再資源化施設（飼料化）】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エイジェンシー 食品廃棄物再資源化施設	福岡市西区 大字太郎丸 字上割795番地1、795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日

【古紙再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクル センター株式会社 紙類等圧縮梱包施設 (福岡市リサイクルベース)	福岡市博多区 西月隈 四丁目1番7号	圧縮・梱包	124.8トン/日

ウ 焼却処理・熱回収

- ・再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却処理を基本とします。
- ・焼却処理の際、熱回収による廃棄物発電を行い、脱炭素社会の構築を推進します。

④ 適切な運転・整備

- ・ごみを適切に受け入れ、環境に配慮した運転管理に努めるとともに、定期的に点検・整備を行い、安定的・計画的なごみ処理を実施します。
- ・処理能力の維持対策などにより、施設の機能低下を抑えます。

(3) 最終処分

① 最終処分の基本方針

- ・埋立場については、周辺環境に十分配慮しながら適正に維持管理します。

② 最終処分の体制

- ・収集運搬の効率化や地震や風水害等の災害による緊急事態へ対処するため、東西2か所の埋立場を確保するとともに、福岡都市圏南部最終処分場の3か所にて最終処分を実施します(図表40)。

■ 図表40 最終処分場(埋立場)(2021年度(令和3年度)時点)

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量
東部(伏谷)埋立場	糟屋郡久山町 大字山田 1431 番地の1	約22.5万㎡	約510万トン
西部(中田)埋立場	福岡市西区 今津 4439 番地	約18万㎡	約238万トン
福岡都市圏南部最終処分場	大野城市 大字中 906-12 番地	約15.2万㎡	約52万m ³

※福岡都市圏南部最終処分場の建設・運営は福岡都市圏南部環境事業組合で実施

③ 適切な維持・整備

- ・搬入物の適正搬入を推進し、定期的に施設の点検・整備を行うことによって、適切な維持管理に努めるとともに、搬入物の資源化に努め、埋立場の延命化を図ります。

④ 跡地利用

- ・埋立場跡地については、既に農地や福祉施設等として有効に活用しており、引き続き、環境との調和を図りながら有効活用を進めます。

2 施設整備の基本方針

(1) 計画的な整備

- ・ごみの長期的かつ安定的な適正処理を確保するため、本計画の策定及び進行管理において把握したごみの要処理量や災害廃棄物の発生予測量などを踏まえて、必要となる施設規模を検討し、計画的に施設整備を行います。
- ・清掃工場の施設整備においては、災害時の防災拠点・エネルギー拠点として、災害時を含めた発電電力の有効な活用策などについても検討します。また、ごみ発電効率の向上やごみ処理過程における温室効果ガスの排出量の削減、資源物の回収を考慮した機能を有することにより、持続可能な施設となるよう整備を進めます。
- ・老朽化が進行している西部工場については、西部地区の安定的なごみ処理体制を確保するため、現工場での処理を継続しながら再整備を行うこととし、時期や手法について検討を進めます。
- ・資源化センターについては、ごみ量等を踏まえた上で計画的な整備を行うとともに、火災によるリスクの低減を図るなど、安全・安心な処理体制の構築に努めます。
- ・最終処分場については、搬入物の資源化や既存の最終処分場の効率的な埋め立てによる延命化を図るとともに、残余容量を考慮しながら、安定的な埋立容量の確保に努めます。

(2) アセットマネジメントを活用した既存施設の効率的な運用

- ・既存のごみ処理施設は、延命化などによる効率的な運用を図るアセットマネジメントを活用し、コスト削減を行います。なお、施設の老朽化に伴う大規模修繕時等においては、省エネルギー化などの機能向上を検討します。

(3) ごみ処理施設の配置バランスと規模の適正化

- ・ごみ処理施設については、効率的な収集運搬の観点や災害時のリスク分散を踏まえて配置を検討するとともに、ごみの減量や資源化を進めた上で、適正な規模となるよう整備を図ります。

(4) 環境教育・環境学習の機能

- ・ごみ処理施設は、環境教育・環境学習機会の提供等、ごみの減量や資源化を進める上で必要となる機能を有する施設として整備を行います。

(5) 広域的な処理

- ・周辺市町とは、従前からごみ処理や水道など相互の課題解決のために協力体制を築いており、久山町に最終処分場を設置しているほか、関係5市で構成している福岡都市圏南部環境事業組合において、清掃工場と最終処分場を管理運営しています。今後も互恵関係の構築を踏まえながら、連携について、検討し、適正なごみ処理体制を確保します。

■ 図表 41 環境局施設配置図 (2021年度(令和3年度)時点)

